

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1091 号（諮問第 1748 号）

件名：履歴管理システムの利用について等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 28 年 3 月 2 日及び同年 8 月 15 日
- 2 原処分
平成 28 年 8 月 26 日及び同月 30 日（一部開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 審査請求
平成 28 年 9 月 5 日及び同月 13 日
- 4 諮問
令和 5 年 5 月 31 日
- 5 答申
令和 6 年 1 月 30 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件行政文書について
本件行政文書のうち、別表 1 の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）に係る対象行政文書は、人事課が平成 27 年度に履歴管理システムを利用する人事担当者に対して通知した文書であり、請求 2 に係る対象行政文書は、平成 27 年度の子育て支援課長の旅行命令一覧である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号、第3号イ及び第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、請求2で不開示とした職員の職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている情報であるとのことである。また、自宅がわかる部分には、職員の住所地のほか自宅発着に係る出発地コード及び帰着地コードが記載されており、このうち自宅発着に係る出発地コード及び帰着地コードは、総務省がウェブページ上に公開している市区町村コードと照合することが可能であることから、自宅がわかる情報であるとのことである。

当審査会において検討したところ、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

- イ 実施機関によれば、本件行政文書のうち、請求2で不開示とした出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、システムを開発した法人が独自に設けたものであり、その法人のノウハウに係る情報であることから、法人の内部管理情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において請求2に係る対象行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

- ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

- イ 実施機関によれば、本件行政文書のうち、請求1で不開示としたパスワードは、履歴管理システムにログインするために必要な初期パスワードであり、この情報が公になると、県のネットワークへの不正な接続等の危険性が高まり、愛知県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあるとのことである。

当審査会において請求1に係る対象行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、県が行う情報資産の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

1 請求	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求1 H26年度 人事課 から入手した文書	平成27年度履歴管理 システムの利用につい て	平成28年8月30日付 け28子支第601-2号	平成28年 9月5日
請求2 課長の旅行命令簿 H27年度	旅行命令一覧（H27年 度 課長分）	平成28年8月26日付 け28子支第577-3号	平成28年 9月13日

別表2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
請求1 パスワード	条例第7条第6号に該当 県の機関が行う情報資産の管理事務であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、適正 な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
請求2 職員の職員番号、自 宅がわかる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ る氏名、生年月日その他の記述等により特定の 個人を識別することができるもの又は特定の個 人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれ があるため
出発地・帰着地コー ド	条例第7条第3号イに該当 法人の事業活動情報であって、公にすること により、当該法人の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるため